

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月18日

三朝町長

三朝町条例第15号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和39年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(歳入及び歳出) 第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。	(歳入及び歳出) 第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。				
略	略				
三朝町介護保険事業特別会計	介護保険料、国県支出金、 <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u> 、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	介護保険の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金	三朝町介護保険事業特別会計	介護保険料、国県支出金、 <u>社会保険診療報酬支払基金交付金</u> 、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	介護保険の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金
略	略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年度の三朝町介護保険事業特別会計については、改正後の三朝町特別会計設置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金は、社会保険診療報酬支払基金交付金とみなして歳入とする。